

大崎市体育施設広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大崎市広告掲載要綱（平成20年大崎市告示87号。以下「要綱」という。）の規定に基づき大崎市の体育施設（以下「施設」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第2条 施設に掲載する広告の場所、区画数、大きさ、仕様及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 施設に掲載する広告の内容及びデザインは、当該広告を掲載する地域の特性及び街の美観に配慮したものでなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、施設の性質に応じて、広告の規格及びデザインに関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、原則として1年とする。ただし、1月単位とすることを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に支障がないと認めるときは、毎年更新し、最長5年間広告を掲載することができる。

(費用負担)

第4条 広告の掲載、維持管理及び修繕に係る費用については、広告主が負担するものとする。

(広告掲載の申し込み)

第5条 広告掲載を希望する広告主は、大崎市体育施設広告掲載申込書（様式第1）に掲載しようとする広告原稿の見本を添え、広告掲載開始日の2か月前までに市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前項の申し込みを受けたときは、要綱第15条に定める大崎市広告掲載審査委員会の審査を経たうえで、広告掲載開始日の1か月前までに掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、大崎市体育施設広告掲載承認・不承認決定通知書(様式第2)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告主は、別表第1に掲げる広告掲載料を市長が指定する期日までに、一括で納付するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設	野球場	体育館
場所	外野フェンス	別に定める。
区画数	（1球場あたり）20区画	別に定める。
大きさ	（1区画あたり）縦2メートル以内，横10メートル以内	別に定める。
仕様	<p>1 材質 シール状のもので，剥離することができるものとする。</p> <p>2 加工 直射日光や風雨によって急激に劣化しないような加工を施したものとする。</p> <p>3 色調 白を基調とし，使用できる色は全部で2色までとする。</p>	別に定める。
広告掲載料 （年間）	（1㎡あたり） 8,000円	（1㎡あたり） 8,000円

備考

- 1 上記の仕様によりがたい場合は，広告主と別途協議する。
- 2 1区画あたりの広告掲載料に千円未満の端数を生じた場合は，千円に切り上げる。

様式第 1 (第 5 条関係)

大崎市体育施設広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 大崎市長

広告掲載申込者

住 所 又は 所 在 地	
ふりがな 氏 名 又は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
担当者氏名	

大崎市広告掲載要綱第 9 条及び大崎市体育施設広告掲載要領第 5 条の規定により、下記のとおり広告の掲載等を申し込みます。

なお、この申し込みに対する審査に当たり、大崎市の市税等の納税状況を確認することについて、同意します。

記

1. 広告掲載希望施設		
2. 広告掲載希望内容案		
3. 掲載希望期間	年 月 ~ 年 月	
連絡先	電話	
	F A X	
	E-mail	
	担当者名	

